



News Letter

地域から未来が見える



YAMANASHI
RESEARCH
INSTITUTE
FOUNDATION

Vol.151-1 【平成 23 年 2 月 24 日発行】

テーマ I

公共図書館と指定管理者について

～これまでの山中湖情報創造館の取り組みと課題～

【山中湖情報創造館 指定管理者館長 丸山高弘】

1. はじめに

2004 年 4 月、山梨県山中湖村では、「図書館法による機能を有する施設」である『山中湖情報創造館』が、日本で最初の民間指定管理者による公立図書館として誕生した。前年に改正された地方自治法により公の施設の管理運営を民間団体が行なうことができる指定管理者制度が施行され、その適用をうけたものである。あれから 7 年が経過し、山中湖情報創造館が先駆けとなった「公設民営の図書館改革ビジョン」は、今や全国でとうとうとした時代の潮流となっている。今年、3 回目の協定期間に入り、これまでの活動を振り返るとともに、これからの民間団体による公の施設の管理運営のあり方などをこの場を借りて述べたいと思う。



図1 日本初、指定管理者制度による公共図書館

2. 民間活力による公立図書館改革の検討

2003年6月に地方自治法が改正され、同年9月に施行された「指定管理者制度」を受け、山中湖村では、新たに建設を計画する図書館を中心とした「情報ライブラリー」の管理運営に対し、民間活力によるサービス向上と経費合理化の可能性について検討が行なわれた。試算の結果、直営方式よりも民間の指定管理者による運営の方がおよそ年間700万円の経費削減となり、しかも開館時間を朝9時30分から夜9時までとし、休館日を月に一度の月末休館日（年12日）と大晦日・元旦、蔵書点検期間（平日5日間）と合計しても年間19日の休館だけにすることができることが分かった。この結果は、民間団体による管理運営方式とすることで経費効率の大幅な改善と利用者サービスの飛躍的な向上を実現できるというもので、すなわち公立図書館の経営革命を意味していた。

山中湖村では、この結果をもとに指定管理者制度導入を決断した。公募が行なわれ、選定委員会の選定をうけ、最終的に3月の定例村議会の承認を得て、2004年4月1日より、私たち特定非営利活動法人地域資料デジタル化研究会（小林是綱理事長）（以下、デジ研）が、3年間の協定期間とする協定を山中湖村と締結。日本で初めて指定管理者制度により、図書館法による機能を有する山中湖村の公共図書館の管理運営がスタートした。

3. 公立図書館の館長は誰？

山中湖村とデジ研は、全国初の公設民営図書館であるがために、大きな障害に直面した。それまでの日本全国の公立図書館では、館長職に公務員を配置することになっており、民間人が館務を掌理し、所属職員を監督することは認められていなかったのである。開始直後、私たちは指定管理者側から代表である小林是綱を館長におき、デジ研のメンバーや公募によるスタッフを採用しチームビルドを行なったのだが、館長の人事権は誰にあるのか等で当時の文部科学省の判断があいまいであった。同年7月には大阪大東市からの特区申請の中で、現行法でも指定管理者から館長を出してもよいとの初めての判断がされ、はれて山中湖情報創造館は民間人の指定管理者館長を置く図書館法による機能を有する施設として認めもらう事ができ、新しい公立図書館の歴史がスタートしたのである。

こうして山中湖村で公立図書館に本当の指定管理制度が確立した。いまふりかえてみても、開館以来多くの方々の視察・見学をいただき、私たちの考え方や図書館に対する取り組みについてお話しをさせていただく事ができたことは、自分たち自身にとっても「真に住民のためになる新しいスタイルの図書館を作っていくのだ」という自負にも繋がっていったと思う。改めて感謝したい。

4. 21世紀の図書館改革を目指す新しい取り組みの数々

私たちはNPO法人が管理運営する図書館として、いろいろな注目を集める中で、私たちがなりの、これまでの公立図書館では実現／実施できなかった取り組みに積極的に取り組んだ。

その中でも、住民参加による選書ツアーは、全国の公立図書館に反響を巻き起こしている。従来選書は司書の仕事として、いわば“聖域”であった。山中湖情報創造館ではむしろ積極的に村民の皆様と地域の図書館を作っていく事に参加する機会を提供しようという趣旨のもとで実施した。

現在では夏のジュニア選書ツアーと秋の一般選書ツアーの2回の実施が恒例となり、1回あたり500冊以上の選書を新宿紀伊國屋書店の店頭で行い、選定したリストから重複や内容の確認を職員が行なった上で館長の決定で発注が行なわれる。これまでに5000冊以上、蔵書全体のおよそ1割の蔵書が地域住民のみなさんによる選定というのは、おそらく日本全国をみても同様の事例は存在していないであろう。

その後多くの指定管理者制度を導入した図書館が誕生したが、選書に関しては、公務員司書が行い、指定管理者には選定させないという事例が多いと聞く。正直なところ店の経営を任されたにもかかわらず、品揃えを任せてもらえない…という制度導入は、いかななものかと考える。山中湖情報創造館の場合は、職員による選書、選書ツアーによる選書等同館の品揃え（蔵書構成）は私たちに任されている。これは山中湖村の理解と私どもへの信頼の証しでもある。



図2 山中湖情報創造館公式サイトトップページ画像

また、開館時よりインターネット活用を積極的に進めて来たことは、図書館のICT¹革命への挑戦である。図書館管理システム（OPAC：オパック）の機能として、ウェブ上からの検索や予約、利用者自身の貸出中の資料の確認や延長処理などができるのだが、そのページを拡張するスタイルで、山中湖情報創造館のウェブサイト（図2）を、指定管理者自身が構築してきた。ウェブサイト、ブログをはじめ、写真共有サイト Flickr（フリッカー）や YouTube（ユーチューブ）、最近では Twitter（ツイッター）や Facebook（フェイスブック）などの最新のインターネットサービスを積極的に導入し、図書館のウェブサイトとして情報発信機能の充実も図っている。これらに関しては山中湖村教育委員会からの評価も高く、私たちの情報発信力を持った図書館像に大きな期待を寄せていただいている。

この他にも、文部科学省による平成19年度地域の図書館サービス充実支援事業²を受託し、ジュニアライブラリアンによるティーンズ（10代）の読書推進活動を一年間実施した。

平成21年には「山中湖古写真所在目録作成事業」を山中湖村教育委員会と実施。この事業で制作されたデジタルアーカイブは、国立国会図書館による「第一回公共図書館におけるデジタルアーカイブ推進会議」にて、国内の公共図書館における先進事例として評価をいただき、奈良県立図書館、長野県上田市立図書館とともに研究報告³をさせていただくことができた。これは民活の自由な発想で可能になった事業と評価されたものである。

上記の取り組み以外にも日々の図書館活動の中で、創意工夫やさまざまなチャレンジをしながら、山中湖村地域の皆様、近隣市町村の皆様、そして山中湖の別荘をご利用される方や観光で訪れる方々に、ご満足いただける図書館サービス、山中湖情報創造館のサービスを提供すること。それが私たちに課せられたミッションであり、この山中湖情報創造館ができて本当に良かったと皆様に喜んでいただけることが、私たちにとっても何よりもかえがたい喜びとなっている。

1 ICTとはInformation Communication Technology（情報通信技術）。デジ研ではICTを活用しながら、図書館を社会の知識基盤に高める試みに挑戦している。

2 事業報告書：http://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/toshou/houkoku/1282544.htm 2-06 山中湖情報創造館を参照）

3 第一回公共図書館におけるデジタルアーカイブ推進会議における事例報告は下記を参照：<http://www.ndl.go.jp/jp/event/events/20100218.html>

5. 指定管理者制度と図書館と新しい公共

デジ研では、2004年の開館以降、7年目を迎えた山中湖情報創造館の運営を通じて、さまざまな民活に関する実地の知見を得ることができた。その経験をもとに、今話題の「新しい公共」による図書館モデルについて以下のように考察したい。

・「ユネスコ公共図書館宣言」をもう一度愚直に学び直す

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとって、かつ地域社会にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的かつ建設的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。

その使命のために、私たちの図書館が真に「地域において知識を得る窓口であり、地域の人々のまなびが、地域社会と個人の自立のための意志決定、地域課題の解決、文化的発展につながるための基盤」となっているか。

公共図書館は知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得る基盤を目指すべきである。それがユネスコ宣言の趣旨である。私たちが担う図書館はそうでありたい。

・読むだけの図書館から、創造し表現し、伝える場としての図書館へ

日だまりでゆったりと読書を楽しみたい人も図書館の大切な利用者である。しかし、図書館が地域社会と個人の自立のための意志決定、地域課題の解決、文化的発展のための基盤として機能するためには、「地域の情報ハブ、アーカイブとしての図書館」「課題解決型の図書館」など、知識創造型のサービスに対する利用者ニーズにも応えるべきである。

知識創造の拠点として、図書館が機能すること。そのような場をつくり、住民をサポートするワークショップの場としての図書館であることが私たちの使命であると考えている。

・紙の本から、様々なメディアへ

利用者が必要な思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得るためには、従来の紙の書籍だけにとらわれることなく、新しい媒体にも積極的に関わることがもはや不可欠である。それは、利用される方が本当に必要としているものは「本」という形態ではなく、そこに書かれている「情報・知識・物語」であることを考えれば、提供方法は多種多様でなければならない。私たちはそう考えている。

・図書館は非営利組織としての経営手法が必要

これは財団法人やNPO法人などの非営利団体の経営手法・運営手法を上手に取り込むことが必要。もともと利用料金を徴収せず、市民に平等にサービス提供される公共図書館の指定管理者は、営利企業になじむものではなく、地域住民が参加する非営利団体による図書館の指定管理者は、ここにひとつのガバナンスを持つことができる。

これまで地域の公共図書館は、公務員による直接運営からはじまり、経費削減の中で、臨時職員や嘱託職員など非正規雇用の公務員による運営、さらに一部の業務を人材派遣／図書館サービス会社などへの業務委託を経て、指定管理者制度となってきた。昨今、総務大臣の個人的な発言にもあるように、けっして順風であるとは考えていない。それだけに、地域の公共図書館と設置者である自治体と地域の皆様、そして周辺市町村や別荘利用、観光で来訪されるご利用者の皆様と「一緒に地域の居場所を作っていく」というホスピタリティを、私たちは大切にしたいと考えている。ここにすれば、職員が利用者の要望をうかがい、山中湖情報創造館内の図書に限らず、館内になれば山梨県立図書館をはじめとする県内他館から取り寄せることも、国立国会図書館から資料を取り寄せることもできる。無料のインターネット端末や無線LANを使えば、世界中の情報資源にアクセスできる。

「図書館を使わない人生は、損だと思うようになってきた。」

これはある利用者の方の言葉である。図書館を使う人生と図書館を使わない人生、どちらも選べるとしたら、私は迷わず「図書館を使う人生」を選ぶ。

ぜひ、山中湖情報創造館にお出掛けください。



【山中湖情報創造館のデータ】 〒401-0502 山梨県南都留郡山中湖村平野 506-296

Tel. 0555-20-2727 Fax: 0555-62-4000 e-mail: info@lib-yamanakako.jp

URL: <http://www.lib-yamanakako.jp/>

Flickr: <http://www.flickr.com/photos/lib-yamanakako/>

YouTube: <http://www.youtube.com/user/libyamanakako>

Twitter: http://twitter.com/#!/lib_yamanakako

Facebook: <http://www.facebook.com/> にログインし、「山中湖情報創造館」を検索

発行：平成 23 年 2 月 24 日

編集：財団法人山梨総合研究所 甲府市丸の内 1-8-11

TEL：055-221-1020（代表）FAX：055-221-1050

URL：http://www.yafo.or.jp

発行人：福田加男／編集責任者：井尻俊之